

関係各位

総務人事課

パーキングパーミットエリアの設置について

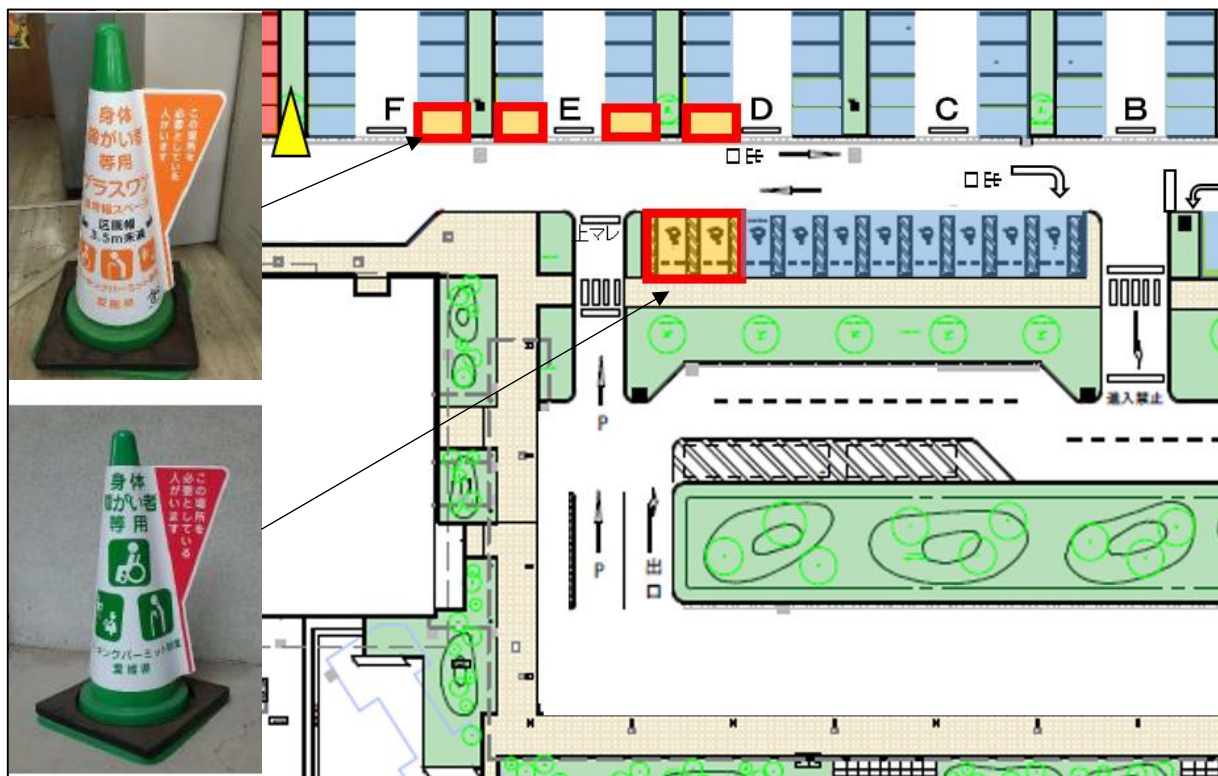
愛媛県では、障がいのある方や高齢の方、出産前後やケガで一時的に歩行が困難な方に対して、パーキングパーミット（利用証）を交付し、施設の身体障がい者等用駐車場の適正な利用を働きかける「パーキングパーミット制度」が設けられており、当法人もこの制度の協力施設として登録されたため、**2月19日（水）**から外来患者用駐車場の下記スペースに、6台分のパーキングパーミットエリアを設置いたします。

利用に際しては、パーキングパーミットの車内掲示が必要となりますので、ご協力ください。

なお、パーキングパーミットの交付は、愛媛県東予地方局、新居浜市役所等にて申請ください。

記

1. 駐車区画



2. 利用証（例）



以上